

## 別紙X-2 物販施設における販売品目

以下品目を取扱品目に含めること

(1) 食料品及び飲料（昼食、休憩時間等の補食の需要に対応するもの）

〔例：弁当、インスタント食品、パン、菓子類、茶葉類、水、茶、清涼飲料水、コーヒー、ゼリー飲料、栄養ドリンク、等〕

(2) 日用雑貨及び衣料品

〔例：ティッシュ、靴下等〕

(3) 切手、印紙、商品券、指定ごみ袋及び大型ごみシール

(4) 医療部外品、医療雑貨及び衛生用品（感染症予防、傷病の応急手当需要に対応するもの）

〔例：マスク、絆創膏、等〕

(5) 文房具及び生花

〔例：筆記用具、のり、慶弔袋、仏花、等〕